

入 札 公 告

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり施工体制確認型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、最低制限価格制度の対象となる業務です。

令和7年10月28日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 奈良県消防学校移転整備基本計画策定業務
業務番号 第1－消2号
- 2 業務場所 奈良県五條市阪合部新田町地内 他
- 3 業務概要 別紙「特記仕様書」のとおり
- 4 業務期間 契約締結日から令和8年6月30日（火）まで
- 5 予定価格 21,956,000円（消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。)
- 6 最低制限価格 17,611,000円（消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。)
- 7 入札方法 郵便による入札
- 8 落札者の決定方法 最低制限価格制度を採用

開札後、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で落札者を決定します。

詳細は、入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 入札書提出の日から入開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除きます。）
- 4 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始

の申立てをしていない者であること。

- 5 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除きます。）
- 6 令和7年度奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有し、かつ建築士事務所の登録を行っていること。
- 7 奈良県内に本店又は営業所を有すること。
- 8 平成27年4月1日以降、公告日までに完了した、国又は地方公共団体（都道府県）発注の「消防学校の施設整備」又は「消防学校を含む施設整備」に関する建築物の検討又は設計が行われた業務の元請実績を有していること。
- 9 本業務を行う期間中、管理技術者（1名）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者は次に掲げる①又は②の資格を、照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も選択科目又は技術部門が①、②は「都市及び地方計画」、③、④は「都市計画及び地方計画」の資格を有すること。

また、担当技術者は、次に掲げる⑤の資格を有する者を1名以上配置すること。

- ①技術士（総合技術監理部門（建設））
- ②技術士（建設部門）
- ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）
- ⑤一級建築士

なお、管理技術者及び照査技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

第3 手続き等

1 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室消防救急課

TEL：0742-27-8423

2 入札説明書等の交付

令和7年10月28日（火）から令和7年11月20日（木）までの間、奈良県消防救急課ホームページにて交付します。

3 入札説明会

実施しません。

4 入札書受付締切

令和7年11月19日（水）午後4時まで

入札書は、書留郵便で差し出すこととし、封筒の表面に「令和7年11月20日開札
奈良県消防学校移転整備基本計画策定業務 入札書在中」と朱書して、令和7年11
月19日（水）までに上記担当部局に到着するようにしてください。

なお、入札執行回数は、1回とします。

5 開札（くじ）の日時及び場所

日時 令和7年11月20日（木）午前10時

場所 奈良県庁東棟2階 災害対策本部室

※代表者以外の方は委任状をご持参下さい。

※ 上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1
条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後1時
までを除きます。

第4 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書の10（1）に定めるところにより、競争入札参
加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書
等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなり
ません。

第5 施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者は、入札説明書の10（2）に定めるところにより、施工体制確
認調査書類を提出しなければなりません。また、必要に応じて聞き取り調査を行う場合
があります。

第6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定め
るところによります。

第7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1） 第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- （2） 入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載
をした者が行った入札

- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

第8 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

第3 手続き等 「1 担当部局」と同じ

第9 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。